

法律に関する相談先

法テラス

国が設立した公的な法人で、以下の業務などが行われています。

法律に関する情報提供

法的な問い合わせ内容（離婚問題や多重債務問題、相続、労働問題など）に応じて、解決に役立つ法制度や相談機関などに関する情報を電話などで提供してもらえます。

【コールセンター：0570-078374】

【PHS・IP電話からは03-6745-5600】

【平日：9時～21時 土曜日：9時～17時】

民事法律扶助

経済的事情により弁護士への依頼や相談が難しい方は以下を利用することができます。ただし、収入や資産、その他の要件を満たすことが必要です。

【法律相談】

1回30分程度、無料で3回まで受けられます。

【弁護士費用の立て替え】

弁護士に依頼する場合に弁護士費用をいったん立て替えてもらうことができます。
(立て替えてもらった費用は、分割などで返還が必要です。)

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

法律相談（無料）（要予約）

場所は、近江八幡市男女共同参画センター（G-NETしが）内

【電話：0748-37-5088】

【火曜～日曜・祝日 9時～17時（月曜日、祝休日の翌日、年末年始は休み）】

滋賀弁護士会

法律相談（有料）（要予約）

場所は、彦根・長浜地区の担当弁護士の事務所か滋賀弁護士会館（大津市）

【電話：077-522-3238】

その他、ホームページで県内の弁護士を検索できます。

【ホームページアドレス：<https://www.shigaben.or.jp/>】